

利用規約

このレンタサイクルは、大阪高速鉄道株式会社及び大阪モノレールサービス株式会社が運営しています。この利用規約は、利用者がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用申込み

7時から23時までの間に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるものと一緒に提示してください。登録票を発行します。登録票の有効期間は、登録票発行日または更新日から1年間とします。尚、利用申込みは高校生以上に限らせていただきます。又、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

千里中央駅については利用申し込みを駅下の駐輪場で行っております。営業時間は6:30～21:30です。

2. 貸出期間

貸出期間は原則として翌日までとし、それを超えた場合には超過料金を載きます。貸出期間の計算は、利用料金を収受し自転車の鍵を渡す日を貸出日に、利用者が自転車を所定の場所に戻し自転車の鍵の返却を行う日を返却日として毎日に計算いたします。

貸出日から30日を超過しても返却されない場合には、不正利用とみなし、利用規約を超えたものとして、その後の自転車返還の如何を問わず、日数分の超過料金及び違約金10,000円を支払って頂きます。又、何らの連絡もないまま返却されない場合には、超過期間を問わず所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

3. 利用料金

利用料金は1回200円(消費税込み)です。貸出の際に前払いして下さい。

超過料金は、貸出日の翌々日から1日超過する毎に300円(消費税込み)加算します。

4. 利用条件

貸出・返却とも大阪モノレール営業時間内に行ってください。レンタサイクル登録票をご提示の上、貸出となります。貸出・返却は一回毎で、原則として連続して貸出することはできません。又、同時に複数の自転車を貸出することもできません。

千里中央駅については貸出・返却共に駅下の駐輪場で行っております。営業時間は6:30～21:30です。

大阪モノレールの運行等に異常が発生した場合など都合により利用申込み、貸出を中止する場合があります。

5. 返却先

貸出を受けた駅へ返却してください。万一、貸出を受けた駅以外で返却を申し出られた場合には、貸出を受けた駅までの自転車の移送費用としての実費相当分及び違約金として、6,000円を支払って頂きます。

6. 自転車の故障

貸出期間中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出駅まで持込んで下さい。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

尚、当社の事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当社に起因する場合を除いて当社は一切責任を負いません。

7. 自転車の盗難・紛失

貸出期間中に自転車の盗難を受け、又、紛失した場合は、速やかに当社に連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者に起因する事情により盗難、紛失等した場合は、違約金として、10,000円(9項の鍵紛失に伴う違約金を含む)を頂くこと

平成22年5月10日から適用

があります。尚、違約金受領後に自転車の返却を受けても違約金の返却は行いません。

8. 事故

利用者が貸出期間中に事故にあった場合は、速やかに当社に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告するとともに、警察署に届ける等法令で定められた処置をとって下さい。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。当社では事故について一切の責任を負いません。

前項にかかわらず、当社が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め当社が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

9. 鍵、登録票の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は交換料として1,000円を頂きます。無施錠で自転車を盗難、紛失した場合は、鍵の返還の有無にかかわらず、7項の違約金10,000円を頂きます。

登録票を紛失・破損等された場合は再発行料として100円(消費税込み)を頂きます。

10. 自転車の移動

駅のデッキ及びスロープでは自転車を下車して押して移動して下さい。エレベータは、別紙1に記載したもの以外は使用しないで下さい。又、エレベータの利用に際しては、他の利用状況に配慮し無理な乗車はしないでください。

駅のデッキ及びスロープの移動中並びにエレベータの利用の際に発生した事故については、第8項の取扱いによるものとします。

11. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐車
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

12. 放置自転車の移動保管

自転車を放置禁止区域等に放置し移動保管された場合、返還を受けるのに要した費用は全額を負担して頂きます。

13. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は変更されることがありますのでご了承ください。

14. 登録抹消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、登録を抹消することがあります。この場合、自転車を速やかに返還して頂きます。

当社が受領した利用料金の払戻しは一切致しません。又、利用規約の違反により当社もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。